

令和4年9月第20回亶理町議会定例会会議録（第5号）

○ 令和4年9月9日第20回亶理町議会定例会は、亶理町役場議事堂に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番	小 野 一 雄	2 番	鈴 木 邦 彦
3 番	高 野 進	4 番	結 城 喜 和
5 番	安 藤 美重子	6 番	大 槻 和 弘
7 番	鈴 木 秀 一	8 番	小 野 明 子
9 番	佐 藤 邦 彦	10番	木 村 満
12番	渡 邊 健 一	13番	澤 井 俊 一
14番	佐 藤 正 司	15番	鈴 木 高 行
16番	熊 田 芳 子	17番	鈴 木 邦 昭
18番	佐 藤 實		

○ 不応招議員（1名）

11番 森 義 洋

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（1名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	千 葉 文 彦
総 務 課 長	齋 義 弘	企 画 課 長	宍 戸 和 博
財 政 課 長	大 堀 俊 之	税 務 課 長	佐 藤 文 行
町 民 生 活 課 長	鈴 木 秀 昭	福 祉 課 長	佐 藤 育 弘
長 寿 介 護 課 長	橋 元 栄 樹	子 ども 未 来 課 長	岩 泉 文 彦
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	関 本 博 之	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	佐々木 厚	上 下 水 道 課 長	齋 藤 秀 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	岡 崎 詳 子	教 育 課 長	奥 野 光 正
教 育 次 長	南 條 守 一	教 育 総 務 課 長	太 田 貴 史
生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春	農 業 委 員 会 事 務 局 長	菊 地 邦 博
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	齋 義 弘	代 表 監 査 委 員	渋 谷 憲 之

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	参 事 兼 庶 務 班 長	佐 藤 貴
主 査	片 岡 工		

議事日程第5号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
議長諸報告
- 日程第 2 認定第 1 号 令和 3 年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2 号 令和 3 年度亶理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3 号 令和 3 年度亶理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4 号 令和 3 年度亶理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5 号 令和 3 年度亶理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 6 号 令和 3 年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 7 号 令和 3 年度亶理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 8 号 令和 3 年度亶理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 認定第 9 号 令和 3 年度亶理町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第 11 認定第 10 号 令和 3 年度亶理町公共下水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について

(以上 10 件一括議題・総括質疑・特別委員会付託)

午前 10 時 00 分 開議

議長（佐藤 實議長） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
なお、11番 森 義洋議員より、欠席の届出があります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、14番 佐藤正司議員、15番 鈴木高行議員を指名いたします。

議長諸報告

議長（佐藤 實議長） 次に、諸般の報告を行います。

第1、町長より説明員の変更の通知がありました。会計課出納班齋藤班長に代わり、岡崎会計管理者兼会計課長が説明員として出席しますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 認定第1号 令和3年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第10号 令和3年度亙理町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

（以上10件一括議題）

議長（佐藤 實議長） 日程第2、認定第1号 令和3年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第11、認定第10号 令和3年度亙理町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの以上10件を一括議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實議長） 認定第1号から認定第8号までの8件について、会計管理者から提案理由の説明を求めます。会計管理者兼会計課長。

会計管理者兼会計課長（岡崎詳子会計管理者兼会計課長） 認定第1号 令和3年度亙理町

一般会計歳入歳出決算認定から、認定第8号 令和3年度亙理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定まで、一括してその概要についてご説明申し上げます。

初めに、認定第1号 令和3年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

令和3年度の一般会計決算額は、前年度決算額と比較しますと、歳入総額で20.9%の減、歳出総額で18.6%の減となりました。これは、特別定額給付金や地方創生臨時交付金など、国の新型コロナウイルス感染症対策として実施した事業費の減少や、復興関連事業の完了によるものであります。

それでは、歳入から申し上げます。

予算現額167億369万9,000円、調定額166億6,724万1,000円となっております。不納欠損額については1,475万4,000円で、その主なものは町税の1,015万6,000円、貸付金元利収入の457万2,000円です。収入未済額については2億9,623万5,000円ですが、その主なものとしては、町税の9,751万9,000円のほか、翌年度へ繰り越した各種事業の特定財源などとしての国庫支出金4,167万3,000円、県支出金1,223万7,000円などであります。

歳入決算額163億5,625万2,000円を一般財源と特定財源に区分すると、町税、地方譲与税、地方交付税などの使途が特定されない一般財源については、92億8,103万8,000円となっており、一方、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金・県支出金などといった特定財源については、70億7,521万4,000円となっております。

また、歳入決算額を自主財源と依存財源で区分しますと、町税、使用料及び手数料、財産収入などの町自体で調達できる自主財源については、75億2,481万7,000円で全体の46.1%、地方交付税、国庫支出金、県支出金、町債などの依存財源については、88億3,143万5,000円で53.9%となりました。

歳入決算の主なものとしては、町税が、町民税や固定資産税の減少などから前年度比3.2%減の38億2,869万4,000円。地方交付税が、震災復興特別交付税の減少の一方、普通交付税の追加交付などにより前年度比7.8%増の32億7,564万9,000円。国庫支出金が、特別定額給付金をはじめとする新型コロナウイルス感染症対策として実施した事業や、地方創生臨時交付金事業などの減少により、前年度比45.5%減の28億6,312万6,000円。県支出金については、障害福祉サービス等負担金が増加し

たことなどから、前年度比0.6%の微増で10億7,601万1,000円となりました。繰入金については、震災復興基金をはじめとする各種基金からの繰入れですが、前年度比66.2%減の13億2,434万9,000円。繰越金が復興交付金事業完了に伴う国費返還金分の繰越し、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る繰越事業費が増加したことから、前年度比77.7%増の7億5,276万8,000円。諸収入については、貸付金元利収入の減少により前年度比38%減の4億5,956万7,000円。町債については、前年度比32.2%減の5億4,770万円となりました。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額167億369万9,000円、支出済額158億5,551万4,000円。翌年度繰越額3億3,335万7,000円、不用額5億1,482万8,000円となり、執行率については94.9%であります。

目的別の歳出構成比につきましては、民生費39.9%、総務費19.1%、土木費10.8%、教育費7.9%、衛生費6.8%の順となっております。

このうち、民生費が子育て世帯等臨時特別支援事業費及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費等の増により、前年度比47.6%増の63億2,262万8,000円。総務費は特別定額給付金給付事業及び復興交付金事業完了に伴う返還金の減少により、前年度比53.2%減の30億2,089万1,000円。土木費については、復興関連の避難道路新設、整備事業の完了などから、前年度比51.7%減の17億1,479万5,000円となりました。

これらの歳出を性質別に区分すると、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費は、61億5,827万7,000円で歳出総額の38.8%。普通建設事業費及び災害復旧費の投資的経費は、6億8,211万3,000円で4.3%。物件費、補助費等、繰出金といったその他の経費については、90億1,512万4,000円で56.9%となっております。

次に、実質収支について申し上げます。

歳入総額163億5,625万2,000円、歳出総額158億5,551万4,000円、歳入歳出差引額は5億73万8,000円となりました。

年度内に事業が完了しなかった繰越明許費繰越額・事故繰越し繰越額として翌年度へ繰り越すべき財源1億7,756万1,000円を控除しますと、実質収支額は3億2,317万7,000円となり、このうち、2億7,300万円を地方自治法の規定により財政調整基金に積み立てするとともに、残額の5,017万7,000円を令和4年度へ繰り越す

ことにいたしました。

次に、認定第2号 令和3年度互理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、国民健康保険被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して、必要な保険給付を行う国民健康保険事業の円滑な運営と、その経理の適正を図るために設置された会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額39億100万3,000円、調定額39億5,012万1,000円、収入済額38億4,557万9,000円。不納欠損額は国民健康保険税で465万7,000円。収入未済額については、9,988万5,000円ですが、そのほとんどが国民健康保険税であります。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税6億9,159万2,000円、県支出金28億1,013万7,000円、繰入金3億2,205万5,000円であります。予算現額と収入済額との比較では、5,542万4,000円の減で、調定額に対する収入率は97.4%となりました。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額39億100万3,000円、支出済額37億7,259万5,000円、不用額1億2,840万8,000円で、執行率は96.7%であります。

歳出の主なものとしては、保険給付費が27億4,992万7,000円で歳出構成比の72.9%を占め、続いて、国民健康保険事業費納付金9億3,316万3,000円となっております。

実質収支について申し上げます。

歳入総額38億4,557万9,000円、歳出総額37億7,259万5,000円、歳入歳出差引額は7,298万4,000円で、実質収支額も同額であります。このうち、6,700万円を地方自治法の規定により国民健康保険事業財政調整基金へ積み立てし、残額の598万4,000円を令和4年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第3号 令和3年度互理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、町内に居住する高校生や大学生を対象として、向学心があり、学業・人物ともに優秀かつ健康であって、学費の支弁が困難と認められる方へ奨学金を貸与し、有能な人材の育成を目的とした奨学金貸付事業の円滑な運営と、その経理の

適正を図るために設置された会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額881万8,000円、調定額1,348万2,000円、収入済額729万9,000円。収入未済額については618万3,000円で、奨学金貸付金収入になります。予算現額と収入済額との比較では151万9,000円の減で、調定額に対する収入率は54.1%となりました。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額881万8,000円、支出済額723万6,000円、不用額158万2,000円となっております。奨学金貸付者数は8人で、貸付金額は223万8,000円です。執行率については82.1%であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額729万9,000円、歳出総額723万6,000円、歳入歳出差引額は6万3,000円で、実質収支額も同額であります。このうち、3万2,000円を地方自治法の規定により、奨学教育基金へ積み立てし、残額の3万1,000円を令和4年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第4号 令和3年度互理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、公共用地取得事業の円滑な運営と、その適正な経理を行うために設置された会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額505万3,000円、調定額と収入済額は同額の503万円です。歳入の主なものは、長瀬小学校用地取得費の償還金として、一般会計からの繰入金500万円であります。

次に、歳出について申し上げます。

予算現額505万3,000円、支出済額500万4,000円、不用額は4万9,000円で、執行率については99.0%となりました。なお、支出済額は、全額が土地開発基金への繰出金であります。

続いて、実質収支について申し上げます。

歳入総額503万円、歳出総額500万4,000円、歳入歳出差引額は2万6,000円で、実質収支額も同額であります。この実質収支額2万6,000円については、令和4年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第5号 令和3年度互理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、介護保険被保険者の要介護・要支援状態の方々に対して、必要な保険給付事業の円滑な運営と、その経理の適正を図るため設置された会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額32億1,357万6,000円、調定額30億1,477万9,000円、収入済額30億560万5,000円。不納欠損額については、介護保険料で285万9,000円、収入未済額631万5,000円についても介護保険料の未収金であります。

歳入の主なものにつきましては、介護保険料7億3,603万6,000円のほか、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金などがあります。予算現額と収入済額との比較では2億797万1,000円の減となり、調定額に対する収入率は99.7%であります。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額32億1,357万6,000円、支出済額29億9,325万4,000円で、執行率は93.1%となっております。歳出の主なものにつきましては、保険給付費が27億6,331万5,000円で、支出済額の92.3%を占めております。

実質収支について申し上げます。

歳入総額30億560万5,000円、歳出総額29億9,325万4,000円、歳入歳出差引額は1,235万1,000円で、実質収支額についても同額であります。このうち、1,000万円を地方自治法の規定に基づき、介護保険給付準備基金へ積み立てし、残額の235万1,000円を令和4年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第6号 令和3年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、わたり温泉鳥の海事業の円滑な運営と、その経理の適正を図るために設置された会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額843万3,000円、調定額と収入済額は同額の848万6,000円となりました。予算減額と収入済額との比較では5万3,000円の増となり、調定額に対する収入率は100%であります。

歳入の主なものは、一般会計からの繰入金442万3,000円のほか、わたり温泉鳥の

海運営基金からの繰入金383万5,000円であります。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額843万3,000円、支出済額813万5,000円、不用額29万8,000円、執行率は96.5%となりました。歳出の主な内訳は、管理運営費746万3,000円であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額848万6,000円、歳出総額813万5,000円、歳入歳出差引額は35万1,000円で、実質収支額も同額であります。このうち、20万円を地方自治法の規定により、わたり温泉島の海運営基金へ積み立てし、残額の15万1,000円を令和4年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第7号 令和3年度亘理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、75歳以上の方と65歳以上で一定の障害があると認められた方を対象とした後期高齢者医療給付事業の円滑な運営と、その経理の適正を図るために設置された会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額3億7,425万5,000円、調定額3億7,288万円、収入済額3億7,101万円。不納欠損額は、後期高齢者医療保険料で37万3,000円、収入未済額についても後期高齢者医療保険料149万7,000円であります。予算現額と収入済額との比較では324万5,000円の減となり、調定額に対する収入率は99.5%となりました。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額3億7,425万5,000円、支出済額3億7,030万8,000円、不用額394万6,000円で、執行率は98.9%であります。歳出の主なものについては、後期高齢者医療広域連合への納付金で、支出済額の96.2%を占めております。

実質収支について申し上げます。

歳入総額3億7,101万円、歳出総額3億7,030万8,000円、歳入歳出差引額は70万2,000円で、実質収支額も同額であります。この実質収支額70万2,000円は、令和4年度へ繰り越すことにいたしました。

最後に、認定第8号 令和3年度亘理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、工業用地等造成事業の円滑な運営と、その経理の適正を図るために設

置された会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額 2 億 3,969 万 6,000 円、調定額と収入済額も同額の 2 億 3,969 万 6,000 円です。ありますことから、調定額に対する収入率は 100% となりました。歳入の主な内訳については、弘進リトレッド株式会社への土地売払代金 2 億 3,926 万円です。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額 2 億 3,969 万 6,000 円、支出済額 2 億 3,913 万 1,000 円、不用額 56 万 5,000 円で、執行率は 99.8% となりました。歳出の主なものについては、造成事業等に係る委託料 1,169 万 1,000 円、工事請負費 7,816 万 2,000 円のほか、償還金利子及び割引料の 9,251 万 4,000 円となっております。

実質収支について申し上げます。

歳入総額 2 億 3,969 万 6,000 円、歳出総額 2 億 3,913 万 1,000 円、歳入歳出差引額は 56 万 5,000 円で、実質収支額も同額です。この実質収支額 56 万 5,000 円は、令和 4 年度へ繰り越すことにいたしました。

以上で、認定第 1 号 令和 3 年度互理町一般会計歳入歳出決算認定から、認定第 8 号 令和 3 年度互理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定までの概要説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、各担当課長よりお答えいたしますので、慎重審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

議長（佐藤 實議長） 会計管理者の説明が終わりました。

次に、認定第 9 号から認定第 10 号までの 2 件について、上下水道課長から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（齋藤秀幸課長） 令和 3 年度互理町水道事業会計決算概要説明書の 1 ページをお開き願います。

認定第 9 号 令和 3 年度互理町水道事業会計決算の概要についてご説明いたします。

水道事業経営につきましては、安全で安心な水道水を低廉・安定的に供給することに意を用い、公営企業の独立採算制を踏まえて、経営の健全化、効率化に鋭意努力してまいりました。なお、当年度収支につきましては、1 億 6,591 万 8,480 円の純利益、黒字を計上することになりました。

資金では、実質現金収支での現金預金残高は11億1,371万3,883円となっております。

令和3年度における業務内容ですが、年度末給水人口は3万2,938人で、前年度より110人減少しております。なお、普及率は前年度と同じ98.9%となっております。

また、年間の有収水量は、2万2,202立方メートル減の332万4,980立方メートル、有収率は前年度より1.25ポイント上昇し、92.3%となっております。これは、不明水量が減少したためです。

なお、給水原価は190円60銭で、これに対して供給単価は231円10銭となっております。

次に、決算報告書の内容ですが、収益的収入及び支出から申し上げます。

収益的収入の決算額は9億4,953万4,680円であり、収益的支出の決算額は7億5,828万641円となっております。

続いて、資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入の決算額は1億6,895万4,600円であり、資本的支出の決算額は5億4,299万4,427円、翌年度繰越額が7,500万円となっております。

したがいまして、資本的収入額が資本的支出額に対して3億7,403万9,827円不足しておりますが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,452万3,352円、当年度分損益勘定留保資金7,741万4,727円、過年度分損益勘定留保資金7,210万1,748円、減債積立金1億円、建設改良積立金1億円で補填いたしました。

次に、剰余金の処分につきましては、当年度未処分利益剰余金5億4,021万4,781円のうち、1億円を減債積立金に、1億円を建設改良積立金にそれぞれ積み立てし、残りの3億4,021万4,781円を翌年度に繰り越したいと考えております。

次に、財政状況であります。貸借対照表で明らかなおとあり、資産合計68億1,454万7,822円で、これは昭和41年の水道事業創設以来、今日まで蓄積した総資産であり、その源泉については負債、資本に示しているとおりであります。

次に、建設改良費であります。生活基盤施設耐震化等交付金を活用し、田沢浄水場送水管布設工事（3工区）外1件、一般配水管工事が6件、設備更新工事等を5件施工しております。さらには、配水管等漏水修理34か所を行い、水道水の安定供給に万全を期した次第であります。

また、有効的に資産を運用するため、1億円の国債等投資有価証券を購入いたしました。元本が保証され、利息が確実に得られる金融商品であり、運用は満期保有目的としております。

今後は、給水人口の減少等により給水収入の減少が懸念されますが、長期計画の展望に立ち、今後も同様に経費の節減等経営の効率化を図り、地震・災害などに強いライフラインの構築に努め、より一層安全で安定した良質な水道水の供給を目指し、努力してまいります。

以上で概要説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

続きまして、令和3年度互理町公共下水道事業会計決算概要説明書の1ページをお開き願います。

認定第10号 令和3年度互理町公共下水道事業会計決算の概要についてご説明いたします。

令和3年度は、公営企業会計方式による事業運営の安定化に努めるとともに、生活環境と公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を目的とした下水道区域の早期完成に向けて事業を進めてまいりました。

公共下水道事業経営につきましては、資金対策や収支のバランスが大きな課題になっており、慎重な資金管理に努めたことで資金不足を回避し、当年度収支につきましては2億8,068万5,180円の純利益、黒字を計上することになり、順調な経営を行うことができました。

資金面では、実質現金収支での現金預金残高は2億2,437万785円となっております。

令和3年度における業務内容ですが、年度末水洗化人口は2万4,576人で、前年度より36人増加しており、普及率は81.24%、水洗化率は90.83%となっております。

また、年間の有収水量は1万6,783立方メートル増の235万2,543立方メートル、有収率は前年度より1.13ポイント上昇し、97.99%となっております。

なお、汚水処理原価は146円36銭、これに対して使用料単価は178円73銭となっております。

次に、決算報告書の内容ですが、収益的収入及び支出から申し上げます。

収益的収入の決算額は12億6,900万2,872円であり、収益的支出の決算額は9億

4,791万3,624円となっております。

続いて、資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入の決算額は、6億4,530万200円であり、資本的支出の決算額は13億6,651万7,208円、翌年度繰越額が1億6,624万4,600円となっております。

したがいまして、資本的収入額が資本的支出額に対して7億2,121万7,008円不足しておりますが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,569万7,839円、当年度分損益勘定留保資金2億9,929万9,972円、過年度分損益勘定留保資金2,308万5,846円、未処分利益剰余金3億4,313万3,351円で補填いたしました。

次に、剰余金の処分につきましては、資本的収支の補填に使用した未処分利益剰余金の残額2億2,657万3,183円につきましては、翌年度に繰り越したいと考えております。

次に、財政状況であります。貸借対照表で明らかなおと、資産合計191億2,462万3,797円で、これは平成2年の公共下水道事業創設以来、今日まで蓄積した総資産であり、その源泉については負債、資本に示しているとおりであります。

次に、建設改良費であります。社会資本整備総合交付金を活用し、未普及解消対策として浜吉田西地区で実施した亘理第5-1号汚水枝線工事、老朽化対策として旭台地区で亘理第1-1号汚水枝線改築更新工事や亘理第1-1号汚水枝線マンホール蓋更新工事などの事業を実施しました。

公共下水道事業につきましては、長期計画の展望に立ち、今後も同様に経費の削減など経営の効率化を図り、生活環境と公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を目的とした下水道区域の早期完成に今後も努める所存であります。

以上で概要説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

議長（佐藤 實議長） 上下水道課長の説明が終わりました。

当局からの説明が終わりましたので、これに対し監査委員から監査結果の報告を求めます。代表監査委員、登壇。

〔代表監査委員 登壇〕

代表監査委員（渋谷憲之代表監査委員） それでは、監査委員を代表して、令和3年度決算審査の結果についてご報告申し上げます。

決算審査意見書をご用意ください。

地方自治法、地方公営企業法及び財政健全化法の規定により、審査に付された令和3年度互理町一般会計及び各種特別会計の歳入歳出決算、基金の運用状況、水道事業会計及び公共下水道事業会計の決算並びに財政健全化法による審査を実施いたしました。

決算概要について、決算審査意見書に基づいて概要報告いたします。

最初に、一般会計、7つの特別会計の審査の結果から申し上げます。

2ページをお開き願います。

審査に付された決算書等は、いずれも関係法令等に基づいて作成されており、計数も諸帳簿と符合し正確であり、予算執行及び事務処理についても、おおむね適正かつ効率的であると認めました。

次に、審査の概要であります。3ページをお開き願います。

決算の総括として、一般会計と特別会計の合計決算額を記載しております。歳入決算額は238億3,896万306円で、前年度に比べ4億154万5,312円減少し、歳出総額は232億5,118万1,048円で、前年度に比べ33億795万4,715円減少した決算となっております。

5ページをお開き願います。

各会計の歳入歳出決算の概況については、表のとおりです。

収入未済額は4億1,011万3,691円となっており、前年度に比べ768万5,412円増加しております。

不納欠損額は2,264万2,742円となっており、前年度に比べ1,454万4,274円減少しております。

歳入においては、収入の確保と負担の公平性の観点から、未納者個々の実態を把握した上で適切な債権回収策を講じ、引き続き収入未済額の縮減に努めるとともに、不納欠損の判断に当たっては慎重かつ厳正な対応を望むものであります。

6ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出決算では、歳入は163億5,625万2,717円で、前年度に比べ43億2,655万2,240円減少し、歳出も158億5,551万4,315円で、36億2,252万2,817円減少しています。

7ページをお開き願います。

表の中段、当年度実質収支は3億2,317万6,641円の黒字となっており、積立金を

加えた実質単年度収支も5,329万8,931円の黒字となっております。

8ページからは一般会計の歳入の決算状況です。

8ページ中段の歳入の決算状況前年度比較表を見ると、不納欠損額は1,475万4,442円で、1款の町税、12款分担金及び負担金、20款諸収入で発生しておりますが、合計では前年度より減少しております。

収入未済額は合計2億9,623万4,733円で、前年度より増加しております。

10ページをお開き願います。

中段の表で示している歳入を財源別で見ると、自主財源は前年度に比べ20億6,323万4,000円減少し、依存財源の町債や国庫支出金等の減少により、22億6,331万9,000円減少しています。

財政の自主性、安定性に影響する自主財源の構成比率は46.01%で、前年度より0.35ポイント低下しています。

15ページをお開き願います。

ここからは一般会計歳出の決算状況です。

中段の歳出決算状況前年度比較表にあるとおり、支出済額は158億5,551万4,315円で、前年度に比べて36億2,252万2,817円減少しております。また、翌年度繰越額は3億3,335万7,272円で、前年度に比べて6億2,615万5,718円減少しております。

17ページをお開き願います。

中段の表で示している歳出を性質別で見ると、投資的経費は、亘理駅バリアフリー整備工事等を実施しましたが、避難道路整備や防災備蓄倉庫等の復興事業及び旧庁舎保健センター解体整地工事等が完了したことに伴い、前年度に比べ18億9,697万2,000円減少しておりますが、財政構造の硬直化に影響する義務的経費は、会計年度任用職員の継続任用に伴う人件費及び新型コロナウイルス感染症対策に係る子育て世帯等臨時特別支援事業費による扶助費の増加に伴い、8億9,930万円増加しています。

また、その他の経費については、特別定額給付金給付事業や東日本大震災復興交付金の返還などによる補助金等の減少に伴い、26億2,485万1,000円減少しています。

21ページは地方債現在高です。

一般会計の地方債については、一般公共事業等債を含む7つの地方債で、合計5億4,770万円の起債がありました。差引年度末残高は103億556万8,544円で、前年度

と比べ2億8,135万7,488円減少しております。

工業用地等造成事業特別会計の地方債の年度末現在高はゼロ円となり、前年度に比べ9,169万円減少しております。

23ページから24ページにかけては、一般会計から他会計への繰出金・負担金の状況を記載しております。

亘理地区行政事務組合への負担金と亘理名取共立衛生処理組合への負担金はともに増加しておりますが、特別会計と公営企業会計への繰出金は減少しているため、合計額は前年度に比べ1億4,344万5,228円減少しております。

25ページから33ページまでは、各特別会計の歳入歳出決算状況となっております。

全ての特別会計の合計の決算状況は、歳入においては前年度に比べ3億2,500万7,000円増加し、歳出においても3億1,456万8,000円増加しております。

34ページは、実質収支に関する調書です。

一般会計と特別会計を合わせた実質収支額は、4億1,021万7,497円の黒字となっております。

35ページは、財政分析の主要指数の推移です。普通会計における主要な財政指数を見ますと、経常収支比率は89.0%で、前年度に比べて1.2ポイント、積立金現在高比率は88.3%で、前年度に比べて2.8ポイント、地方債現在高比率は131.2%で、前年度に比べ10.6ポイントそれぞれ改善しています。

一方、実質公債費比率は5.3%で、前年度に比べ0.3ポイント、財政力指数は0.59%で、前年度に比べて0.01ポイントそれぞれやや悪化しています。

37ページから40ページは、財産に関する調書です。

財産についても、おおむね適正に管理されております。

37ページの公有財産については、財政状況が厳しい中ではありますが、亘理町公共施設等総合管理計画に基づき、引き続きさらなる適正な管理に努め、有効活用を図るよう望むものであります。

39ページをお開き願います。

基金の年度末現在高は73億4,856万5,000円で、前年度末に比べて8,726万4,000円減少しております。

基金については、令和3年度より創設されたまち・ひと・しごと創生推進基金や町営住宅管理運営基金が増加したものの、震災復興基金等が大きく減少しているこ

とから、今後の事業費の増大に備えて、引き続き基金の取崩しを抑えながら適切な管理を講じていただきたいと思います。

また、令和3年度より基金の債券運用を監視していますが、運用に当たっては適切な資金計画の下、安全性を十分確保するとともに、流動性と効率性のバランスに配慮しながら有利な運用に努めていただきたいと思います。

40ページは定額の資金を運用する基金の運用状況です。運用状況はいずれも適正であると認められました。

41ページから42ページをご覧ください。

一般会計及び特別会計並びに基金運用に関する決算審査の概要を記載しております。むすびの最後に述べておりますが、令和3年度からスタートした第5次亘理町総合発展計画の後期基本計画の下、デジタル技術を活用した行政サービス改革、亘理中央地区工業団地への企業誘致の加速、民間事業者提案制度による事業化の進展など、計画が具現化しつつあります。新型コロナウイルス感染症による影響が残る中ではありますが、持続可能な行政サービス実現のため、本町の行財政運営の基本となる後期基本計画の実施計画に引き続き着実に取り組まれることを望むものであります。

続きまして、水道事業会計の審査の結果を申し上げます。

亘理町水道事業会計決算審査意見書の1ページをお開き願います。

審査に付された決算書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、当事業の令和3年度の経営成績及び当年度末現在の財政状況を適正に表示していると認めました。

次に、審査の概要であります。

2ページをお開き願います。

業務実績を記載しております。給水状況については、給水人口が3万2,938人で、前年度に比べ110人減少しております。一方、給水戸数は1万2,937戸で、前年度に比べ204戸増加しております。給水普及率は前年度から変更なく98.90%です。

建設改良事業については、生活基盤施設耐震化等交付金を活用した浄水場送水管布設工事を行ったほか、一般配水管布設工事を行うなど、水道水の安定供給の維持を図っております。

5ページから6ページには経営状況を記載しております。

経営状況を見ると、総収益は8億6,983万6,930円で、前年度に比べ660万7,812円減少しており、総費用は7億391万8,450円で、前年度に比べ552万6,928円減少しております。この結果、差引当年度純利益は1億6,591万8,480円となり、前年度に比べ108万884円減少しております。

主な要因としては、給水収益やその他営業収益の減少によるもので、また原水及び浄水費、総係費、資産消耗費などの減少により、営業費用も減少しております。

7ページから10ページには財政状況を記載しております。

財政状況を見ると、資産合計は68億1,454万7,822円で、前年度に比べ38万3,899円減少し、負債合計は40億9,626万4,545円で、前年度に比べ1億6,654万2,379円減少しております。

資本合計は27億1,828万3,277円で、前年度に比べ1億6,615万8,480円増加しております。

9ページにはキャッシュフロー計算書について記載しております。

当年度の活動の結果、1億5,080万4,197円資金が減少し、資金期末残高は11億1,371万3,883円となりました。

11ページには、むすびとして水道事業会計の決算審査の概要を記載しております。

水道事業会計の決算状況は、経営比率及び財務比率分析から見ると、6ページ、7ページに記載したとおり、比較的安定した経営状況にあると判断されます。今後ともさらなる健全経営を目指して業務に当たっていただきたいと思います。

また、未収金の債権管理については、財政の健全運営及び水道利用者の公平性確保の観点から、引き続き安易に処分することなく、未納者個々の的確な情報収集と追跡調査によって未収金の解消に努めていただきたいと思います。

さらに、令和4年度からは料金業務等を民間業者に委託し、経営基盤を強化していますが、今後は民間事業者も含めた計画的、効果的な運営体制を確立していただきたいと思います。

次に、公共下水道事業会計の審査の結果を申し上げます。

亘理町公共下水道事業会計決算審査意見書の1ページをお開き願います。

審査に付された決算書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、当事業の令和3年度の経営成績及び当年度末現在の財政状況を適正に表示していると認めました。

次に、審査の概要であります。

2 ページをお開き願います。業務実績を記載しております。

水洗化人口が2万4,576人で36人増加しておりますが、水洗化率は90.83%で、前年度に比べて0.14ポイント低下しております。

有収率は97.99%となり、前年度に比べ1.13ポイント増加しています。

建設改良事業については、未普及解消対策として汚水枝線工事、老朽化対策として汚水枝線改築更新工事やマンホール蓋更新工事等の事業が実施されております。

5 ページから6 ページには経営状況を記載しております。

経営状況を見ると、収入面では、収入の基幹収入である下水道使用料は4億2,046万9,504円で、総収益の34.27%を占めております。

また、一般会計からの負担金及び補助金は4億9,700万2,000円、現金収入を伴わない収益の長期前受金戻入は3億864万2,475円で、それぞれ総収益の40.51%、25.16%を占めております。

費用面では、減価償却費が6億728万232円、支払利息が1億661万3,036円となっており、これらが総費用の75.45%を占めております。

その結果、総収益は12億2,695万5,929円、総費用は9億4,627万749円で、差引当年度純利益は2億8,068万5,180円となっております。

7 ページから10 ページには、財政状況を記載しております。

財政状況を見ると、資産は191億2,462万3,797円で、前年度に比べ2億8,721万8,279円減少し、負債は167億1,692万7,585円で、前年度に比べ6億3,313万1,459円減少し、資本は24億769万6,212円で、前年度に比べ3億4,591万3,180円増加しています。

負債が増加したのは主に企業債によるもので、資本が増加したのは主に一般会計からの繰入資本金と剰余金によるものとなっております。

8 ページの財務比率については、流動比率が41.08%と低く、令和2年度の全国平均と比較しても26.44ポイント下回っており、短期債務に対する支払い能力の向上が望まれます。また、自己資本構成比率は全国平均をやや下回る状況にありますが、固定資産対長期資本比率は全国平均をやや上回る状況にあります。

9 ページにはキャッシュフロー計算書について記載しております。当年度の活動の結果、1億7,962万1,523円資金が減少し、資金期末残高は2億2,437万785円とな

りました。

11ページには、むすびとして公共下水道事業会計の決算審査の概要を記載しております。

むすびの最後に述べておりますが、債務状況を見ると公共下水道会計は主に下水道使用料と一般会計からの繰入金で運営されており、一般会計からの繰入金の増減がその財務に大きな影響を与えているのが分かります。

については、公営企業化を契機に引き続き事業の検証を行い、ふだんの資金計画に留意するとともに、中長期的な投資・財政計画の見直しを行い、効率的で効果的な事業運営に努められるよう期待するものであります。

最後に、財政健全化法に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査の結果を申し上げます。

亘理町健全化判断比率及び資金不足比率に関する審査意見書、1ページをお開き願います。

令和3年度決算に係る一般会計等における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも適正に作成された書類に基づき正確に算定されているものと認められます。

また、公営企業会計等における資金不足比率も、適正に作成された書類に基づき正確に算定されているものと認められます。

なお、それぞれの比率につきましては、各健全化基準を大幅に下回っており、問題ないものと判断できます。

については、引き続き健全な財政運営に努められるよう望むものであります。

以上、令和3年度亘理町一般会計及び各種特別会計の歳入歳出決算、基金の運用状況、水道事業会計及び公共水道事業会計の決算並びに財政健全化法に基づく審査の結果についてのご報告といたします。

議長（佐藤 實議長） 監査結果の報告が終わりました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時20分とします。休憩。

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

議長（佐藤 實議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより総括質疑に入ります。

総括質疑は、認定第1号から認定第10号までの10件について一括して行います。

通告者は、質疑を許します。

4番。結城喜和議員、登壇。

〔4番 結城喜和議員 登壇〕

4番（結城喜和議員） 4番、結城喜和。通告に従いまして総括質疑をいたします。

令和3年度における、決算における不納欠損について質疑いたします。

令和3年度に行った不納欠損の主なものとして、一般会計では町税全般で1,015万6,643円、うち町民税が286万3,384円、固定資産税で620万399円、軽自動車税が15万6,600円、都市計画税が93万6,260円、災害援護資金で457万1,799円。特別会計におきましては、国民健康保険税で465万6,700円、うち医療給付費分305万3,985円、後期高齢者医療保険料で94万8,032円、介護納付金分65万4,682円、介護保険につきましては285万8,600円、後期高齢者保険料で37万3,000円となっております。それぞれの項目で、不納欠損となった理由や人数等の詳細を伺いたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 税務課長。

税務課長（佐藤文行課長） 各担当課のほうでお答えすべき事項ではございますが、代表でお答えしたいと思います。

まず、一般会計の町税全般におきまして、不納欠損に至った主な理由につきましては、納税義務者の死亡によるものが48人、続いて財産調査等により無財産と判断されたことによるものが25人、生活困窮によるものが13人、会社倒産によるものが9人となっております。

特別会計の国民健康保険税におきましては、生活困窮と判断されたものが18人、生活保護者に該当したものが15人、無財産と判断されたことによるものが13人、行方不明が6人となっております。

続きまして、災害援護資金におきましては、死亡によるものが2人、著しい障害によるものが1人、自己破産によるものが2人となっております。

介護保険料におきましては、納付義務者の死亡によるものが9人、転出によるものが5人、行方不明が1人、生活困窮によるものが55人、うち生活保護7人となっております。

後期高齢者医療保険料において不納欠損に至った主な理由につきましては、納付

義務者の死亡によるものが5人、生活困窮によるものが13人となっております。

以上です。

議長（佐藤 實議長） 結城喜和議員。

4 番（結城喜和議員） 今答弁いただいた内容によりますと、多くの方々が様々な理由で納付が困難となっております。不納欠損となっている、今後も納めていただける見込みがたたないために行う会計処理であります。単に徴収できないという理由だけで、この認定を行うべきではないと思います。各担当課において、不納欠損を行うに当たり、時効などの法で定められている以外の理由で不納欠損を行う際に、その基準はあるのか伺います。

また、基準を設けていない場合は、何を根拠に不納欠損を行ったのか、伺います。

議長（佐藤 實議長） 税務課長。

税務課長（佐藤文行課長） 町税全般におきましては、不納欠損の処分につきまして事務処理のマニュアルというものはございませんが、不納欠損の基になってきます執行停止につきまして、滞納処分の執行停止基準というものを定めまして運用しております。

以上です。

議長（佐藤 實議長） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘課長） それでは災害援護資金についてです。災害援護資金につきましては、法に規定されている以外で不納欠損にしているものはございません。不納欠損処分の事務処理につきましては、災害援護資金事務取扱マニュアル、このマニュアルに規定して不納欠損を行っております。

以上でございます。

議長（佐藤 實議長） 長寿介護課長。

長寿介護課長（橋元栄樹課長） 介護保険料につきましては、法で定める以外の基準はございませんが、不納欠損の事務処理、これに関しては介護保険料徴収事務マニュアルを作成しております、不納欠損について規定し、運用しているところでございます。

以上です。

議長（佐藤 實議長） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） 後期高齢者医療につきましても、法で定める以外のものは

ありませんが、不納欠損処分の事務処理についてのみのマニュアルはございませんが、宮城県内で、ある程度一定化、統一化した、後期高齢者医療保険料の徴収事務マニュアルに基づいて、その中身を運用して不納欠損の処分をしております。

以上です。

議長（佐藤 實議長） 結城喜和議員。

4 番（結城喜和議員） 基準を設けているとのことですが、町税をはじめ全ての項目、会計において、各担当課が不納欠損の基準を設けています。その基準が各課でばらつきがあると、町民が分かりづらく、困惑してしまうのではないですか。生活困窮が理由で複数の項目に未納があり、担当課の聞き取りにより片方は欠損され、もう片方からは督促状などが届くというような状況も考えられます。その場合、亘理町としての基準が明確ではありません。不納欠損を行うに当たり、考え方等に違いが出るおそれがありますので、それぞれの項目において、不納欠損処理の統一した基準を整備しているのですか。

議長（佐藤 實議長） 税務課長。

税務課長（佐藤文行課長） 不納欠損に関しまして、各課統一の基準、マニュアル等につきましては定めておりません。各課統一の基準につきましては、先ほど申し上げましたように各業務の根拠法令や、また事務のスキーム等が異なる部分も多く、統一基準の導入につきましては難しいと思っております。

ですが、法令等に基づきまして、基本的な事項、例えば先ほどおっしゃいました生活困窮、無財産の取扱い等につきましては、各課共通の理解の下、事務処理が行われるように、各課、各担当間で情報共有、協議等を行いまして、運用しながら公平性、公正性を担保していきたいと考えております。

以上です。

議長（佐藤 實議長） これをもって、結城喜和議員の質疑を終結いたします。

次に、2 番、鈴木邦彦議員、登壇。

〔2 番 鈴木 邦 彦 議員 登壇〕

2 番（鈴木邦彦議員） 2 番、鈴木邦彦です。総括質疑を行います。

大きく 2 問、3 点お伺いいたします。主にこの実績報告の関連でお伺いいたします。

初めに、契約関連事務であります。入札の透明性、競争性、公正性を向上させ

ることを目的として入札制度改革に取り組んでいるとし、入札監視委員会を2回開催しておりますが、そのことについて2点お伺いします。

1点目は、主要な施策の成果と予算執行の実績報告の入札執行状況には、プロポーザル方式による契約は含まれているのか、伺います。プロポーザル契約も契約の一つであると考えからであります。

2点目は、入札監視委員会から指摘事案、指摘事項はあったのか、伺います。

次に、大きな質疑事項の民間提案制度の運用について1点。これも、主要な施策の成果と予算執行の実績報告からですが、対話数21回、事業者数14社、提案件数ゼロ件、採用件数ゼロ件とあります。14社、21件の対話をしたにもかかわらず、提案がなされなかった要因は何か、お伺いいたします。

議長（佐藤 實議長） 財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） それでは、初めに契約関連事務についての1点目、プロポーザル方式での契約は、入札の執行状況に含まれているのかということについてになりますが、主要な施策の成果と予算執行の実績報告に掲載している入札執行状況については、入札会で執行したものを集計し、掲載しております。

プロポーザル方式による契約については、事業者からの提案を審査し、優先交渉者を決定しても、担当課において優先交渉者との見積り徴収により随意契約となるため、財政課で記載しております実績報告の集計には含まれておりません。

続いて、2点目の入札監視委員会からの指摘事案、指摘事項についてですが、令和3年度に開催した入札監視委員会における指摘事項に関しましては、4点ございました。

1つ目が、一部の委託業者等の入札で発生する、予定価格と入札価格に著しい開きが生じる場合があることについての防止策の検討。2つ目が、入札金額が最低制限価格を下回り、失格となった場合の救済措置の検討。3つ目として、競争性が損なわれないよう適切な時期を見据えて入札を執行することの検討。4つ目として、工事以外の業務における一定金額以上での一般競争入札の採用についての検討となっております。

以上になります。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（宍戸和博課長） 2点目の民間提案制度につきましては、昨年度、当初より企業

からの自由提案型として広く募集を募り、14社との間で21件の対話を実施しております。企業名や対話の内容につきましては、募集要項において非公表としておりますので詳細まではお答えできませんが、多くは公共施設の省エネや電気料金の削減関連の事業提案となっております。

これらの事業提案につきましては、他の自治体で実績ある企業からの提案もございましたが、現在、公共施設に係る電気料金の契約内容と照らし合わせますと、本町として大きな成果が見込めないことから、事業提案までは至っておりません。

ただし、現在まで対話が継続している案件や審査会に諮る可能性がある案件は、数件ございます。

以上です。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） それではまず、1点目の件について。近年本町では、契約の一つの方法として、プロポーザルによる契約が多くなされてきています。今後、先ほど今、企画課長から答弁がありましたけれども、民間提案制度が定着すれば、この契約方法が増えるということで予想されると思うんです。令和3年度において今度、実質のことなんです、令和3年度において公共施設等照明設備LED化事業総額7,500万円、10年リース契約を結んでいます。その記載が、実績にはないんですね。財政課として、これは大きな事務事業と私は思うんですよ。だから、これは実績に書かれるべきじゃないのかなということで、私、総括質疑に出したんですけれども、そういうことはないんです。つまり、ないということは、議会として審査することができないんです。

先ほど担当課で見積りを取って云々とありましたけれども、この実績の中から拾い取って、例えば今回載っているのは小中学校の照明器具とか、それから社会体育施設の照明器具LED化とか、そういったことから拾ってこのLED化の実態が、リース事業がどうなっているのかというのを聞き出す方法しか今のところないのかなと思うんですけれども、ただ、こういう総額で7,500万の契約が結ばれている。そうしたことで、議会としても審査ができない状態なんですね。

まして、こうした事案について、大きいリース契約にとって、先ほど監査委員の報告があったんですけれども、監査委員にも説明しているのかどうか、そういうことです。

2点目の件ですが、これもプロポーザルに関して、今これまでの入札監視委員会の指摘事項、指摘事案について回答があったわけでございますけれども、これは主にこれまでの一般競争入札とか、そういったものに関してのあれなんですけど、これまでこういったプロポーザル契約についての指摘事案というのは、あったのかどうか、その辺伺いたいと思います。

3点目の件ですが、提案がなされなかった要因は分かりました。ですけれども、今経常経費が膨らんでいる財政状況の中で、この施策は町長の目玉施策とも言えると思うんですね。今後の見通しはどう捉えているのか、その辺伺いたします。

議長（佐藤 實議長） 財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） では、まず1点目の実績報告等に掲載がないことについての回答になりますけれども、昨年、財政課で行ったプロポーザル方式によるものについては、ただいま議員のほうからお話ございました、亙理町公共施設等照明施設LED化事業がございました。

この事業につきましては、町内の複数の施設の照明をLED照明のほうに更新するもので、財政課で管理する施設ではございませんけれども、複数の課がそれぞれ管理する施設をまとめて更新するということから、本課が中心となり、プロポーザル方式で進めたものでございます。

最終的に優先交渉権者まで決定をさせていただきまして、その後の契約につきましては今後の管理もあるということで、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、それぞれの管理する課のほうで契約を行っております。

また、この件につきましては、予算の執行については令和4年度から、令和3年度中に予算がないということで4年度からの執行ということもございますので、実績報告のほうには掲載していなかったものでございますけれども、今後、財政課のほうでこういったものがあつた場合につきましては載せるように、掲載していくようにしていきたいと考えております。

あわせて、監査委員のほうに説明をしているのかという内容でございますけれども、先ほどもちょっとお話ししたとおり、今年度の予算が伴わないということもございまして、またそれぞれの課のことになりますので、改めて財政課のほうから、このことについて監査委員のほうに報告は、特段していない状況です。

あともう1点ですね。プロポーザルに対する入札監視委員会での指摘事項がなか

ったのかということになりますけれども、こちら先ほどから触れておりますけれども、こちらのほうで集計を取っている入札の内容につきましては、入札の集計結果につきましては、このプロポーザルを含まないという形で実施してございますので、改めてこちらが審議対象にはなっていないということもあわせて、指摘事項は今のところはないという形になってございます。

以上になります。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（宍戸和博課長） 今後の民間提案制度につきましては、議員も承知のとおり、巨理町はほかの例に漏れず、人口減少、少子化問題、また公共施設の老朽化など、これからますます多様化、複雑化していく行政課題に対応していかなければなりません。と同時に、良質で持続可能な行政サービスを今後も引き続き提供していくためには、やはりその民間提案制度、今後ますます拡充していきながら、民間事業者が持つアイデアまたはノウハウ、それらを取り入れて、この制度拡充を図っていきたいというふうなことでは考えております。

以上です。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦議員） 最後になりますけれども、この3点、このプロポーザル契約について、やはり全部関連性が出てくると思うんですね、今後。そういうことから私、質疑に出したんですが、令和3年度の公共施設等照明設備LED化事業について特化して言えばですよ、特化して言えば、議会にとってはなぜリース事業だったのか、なぜプレゼンにおいて請け負った業者がよかったのか、参加している業者は何社でどのような会社だったのか、議会においてその当初の契約状況を知るすべもなかったんですよ。

そういうことからしてこの問題提起をさせてもらったんですが、何か、要はこういうプロポーザル契約がこれまで、要は議会を素通りしてしまっている部分があったんですよ。盲点だったんですよ。

そういうことからして、議会に見える、審議できる何かよい方策、方法はありますかということなので最後にお聞きしたいんですが、先ほど財政課長が、これから記載をしますよというようなことだったので、それで決算のときになるのか。でも、議会としては、そういう契約条項が決まった段階で何か聞きたい部分もあるんです

けれども、何かよい方策はあるでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 鈴木議員、今は質疑ですから、質問みたいな感じになってしまうので。それから、今後の見通しとかこの先のことじゃなくて、今までやった分に対する質疑ですから、その点を要領よく質疑をしてください。（「ではもう一回いいですか」の声あり）はい。

2 番（鈴木邦彦議員） では、これまでのやつを議会で審議するという方策はありますか。例えば、令和3年においてはLED化事業について。全体のあれについて、することはできますか。

議長（佐藤 實議長） これを決算審査の内容で言えばいいんじゃないですか。駄目ですか。

2 番（鈴木邦彦議員） ですから、ここに載っているのは総額7,500万ですよ、10年リースで。そうするとこの実績を見ると、単品で小中学校のLED化事業とか、それから社会体育のLED化事業の200万と何百、それくらいしか出てこないんですよ。全体リース契約はどれくらいの箇所があるとか、そういうのも分からないんですよ。会社がどれくらい参入しているのかとか、リース条件ってどうだったのか。それが議会のほうでは審議することができなかった。それで、こういう質疑を出しました、ということなんです。

議長（佐藤 實議長） 財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） まず、通常の実業を実施する場合には、初めに予算の議決をいただきまして、その予算の範囲内で事業を執行するわけでございますけれども、今回価格の安さだけではなくて業者からの技術提案、こういったものを考慮した上で業者を選定しますプロポーザル方式による随意契約をしております。この随意契約につきましては指名競争入札、または一般競争入札という業者選定の一つの手法でありますことから、必ずしもプロポーザル方式だということによって審議が必要かということではないとは思いますが、その内容自体が特殊なものも多いということで、多くの場合は担当課のほうにおいて予算説明時もしくは常任委員会、または案件によっては全員協議会等でも説明を行っている聞いてございます。

ただ、今お話しいただきましたその審議をする場がないということになることであれば、この後の決算審査特別委員会のほうでその辺を確認していただければ、こ

ちらのほうで回答させていただきたいと思います。

以上です。

2 番（鈴木邦彦議員） 終わります。

議長（佐藤 實議長） これをもって、鈴木邦彦議員の質疑を終結いたします。

次に、1 番、小野一雄議員、登壇。

〔1 番 小 野 一 雄 議員 登壇〕

1 番（小野一雄議員） 1 番の小野一雄であります。私は、地方創生臨時交付金について総括質疑をいたします。

令和3年度決算において収入決算額が163億5,625万2,000円、歳出決算総額が158億5,551万4,000円であります。コロナ感染対策事業費といたしまして、今回地方創生臨時交付金が交付されました。この令和3年度の決算におきまして、地方創生臨時交付金はどのくらいの額が交付されたのか。そしてまた、その事業がどんな事業があったのか、どの事業に使用されたのか、伺います。

1 点目として、交付金の総額はまず幾らだったのか。

今、お話ししましたように、2 点目として主な事業は何だったのか、それをお伺いします。

議長（佐藤 實議長） 財政課長。

財政課長（大堀俊之課長） では初めに、1 点目の交付金の総額についてですが、令和3年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付総額は、2億1,145万4,000円となっております。

続いて、2 点目の主な事業についてですが、令和3年度において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業として国へ申請した事業は、38事業であり、その主な事業につきましては、わたりっこ未来応援金給付事業、漁業経営持続支援事業、商品券発行事業、みやぎ飲食店コロナ対策認証店応援金事業、新型コロナウイルス感染症対策水産業経営持続支援事業、主食用米作付農家経営継続支援事業、小中学校学校保健特別対策事業などとなっております。

以上です。

議長（佐藤 實議長） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄議員） 38事業で2億1,145万4,000円ですか。これ決算書に総額出ておりますけれども、今、主な事業が報告ありましたけれども、私のほうから、それぞれ

の担当課になろうかと思いますが、2点ほど私のほうで質問いたしますので、それらの事業についてどんな事業であったのか、その内容を説明をお願いしたいと思います。

1つ目は、今課長から説明がありましたように、わたりっこ未来応援金についてであります。これは担当が子ども未来課になるのかな。

それからもう一つはですね、説明ありました商品券の発行事業です。事業実績で申し上げますと、わたりエール商品券2nd発行事業になるのかなと思いますけれども、この2点について、内容、その辺を説明をお願いしたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 子ども未来課長。

子ども未来課長（岩泉文彦課長） 初めに、わたりっこ未来応援金についてでございますが、この応援金につきましては少子化対策、特にコロナ禍におきます少子化対策といたしまして、子育て世帯の経済的負担軽減を図るということで、新生児の保護者を対象に応援金を支給したものでございます。3年度の実績にも載せておりますが、第一子につきましては3万円を75人に、第二子につきましては5万円を52人に、第三子につきましては10万円を42人に給付しているところでございます。

以上です。

議長（佐藤 實議長） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之課長） 2点目のわたりエール商品券発行事業について、まず内容ですが、こちらについては新型コロナの影響を受け、減収となっております事業者を応援するため、町内の店舗で利用できるエール商品券を発行しまして、町民の皆さんに配布をしたものでございます。

商品券の配布実績としましては、令和3年8月1日を基準日としまして、住民登録のあった3万3,477人に対しまして500円券を6枚、合計3,000円、1人当たり配布をしております。商品券の発行総額は1億飛び43万1,000円でございます。

商品券の使用状況につきましては、使用期間が令和3年の9月1日から令和4年の1月15日までで、換金総額が9,707万6,000円、換金率は96.66%でした。

商品券の取扱店舗数につきましては167店ということで、前年度も商品券実施しておりますが、16店舗ほど増えまして167店ということになっております。

以上です。

議長（佐藤 實議長） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄議員） 1点目、わたりっこの関係で、事業費は総額、第一子が3万円、第二子が5万円、あと10万円とありましたけれども、総事業費わたりっこの関係は何かちょっと聞き取りにくかったのでその辺の事業費と、子ども未来課のほうですね、この担当が。それで、人数に変更はなかったのか、その辺の説明をお願いします。

それからもう一つは、商品券の関係でありますけれども、換金率が96%云々という今説明がありましたけれども、この残った、例えば100%に行かなかった場合の後処理といたしますか、その辺はどういうふうになるのか、その辺をお尋ねします。

議 長（佐藤 實議長） 子ども未来課長。

子ども未来課長（岩泉文彦課長） わたりっこ未来応援金につきましては、給付の総額といたしましては905万円を支給しているところでございます。当初計画しておりました人数につきましては、年間200人の出生ということで見込んでおりましたが、今回につきましては169人分の支給になっております。

なお、3月の後半に出生したお子様については、4月以降の申請になっておりますので、その分については令和4年度のほうの事業になっている状況でございます。

議 長（佐藤 實議長） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之課長） 換金率が先ほど96.66%で、残った分の商品券の取扱いということなんですけれども、この来なかつたとか使われなかつた分については、そもそも何らかの理由で取りに来なかつた方と、あと配布をしたけれども使われなかつたという方でございます。これについてはもう使用期限を過ぎておりますので、無効という取扱いをしまして処理をしております。

以上です。

1 番（小野一雄議員） 終わります。

議 長（佐藤 實議長） これをもって、小野一雄議員の質疑を終結いたします。

以上で総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第10号までの10件については、本町議会の先例により、議長及び議会選出監査委員を除く16人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第10号までの10件については、議長及び議会選出監査委員を除く16人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置いたしました決算審査特別委員会に、地方自治法第98条第1項の規定による権限を委任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。

決算審査特別委員会開催のため、暫時休憩をいたします。

開会は12時といたします。

午前11時56分 休憩

午後 0時00分 再開

議長（佐藤 實議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告いたします。

先ほど開催されました決算審査特別委員会において、委員長に鈴木高行委員、副委員長に小野一雄委員が選任されましたので、報告いたします。

お諮りいたします。

ただいま決算審査特別委員会に付託いたしました認定第1号から認定第10号までの10件については、会議規則第45条の規定により、9月15日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第10号までの10件については、9月15日までに審査をするよう期限をつけることに決定いたしました。

9月12日からは決算審査特別委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

なお、決算審査特別委員会におきまして、説明員の人数が多く、会場も暑くなることが予想されるため、説明員、議員の上着着用なしでの入場を許可いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 0時02分 散会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 佐藤 正 司

署名議員 鈴木 高 行